

令和 7 (2025) 年度栃木県地域づくり担い手育成事業業務委託
公募型プロポーザル 実施内容等に係る質問及び回答

令和 7 (2025) 年 4 月 9 日
栃木県総合政策部地域振興課

No.	質問内容	回答
1	「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」(令和 4 年 6 月 13 日一部改正)(いわゆる「3 省合意」)では、「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」の整理に基づき、大学等のインターンシップについて、「学生がその仕事に就く能力が自らに備わっているかどうか(自らがその仕事で通用するかどうか)を見極めることを目的に、自らの専攻を含む関心分野や将来のキャリアに関連した就業体験を行う活動」としていますが、本プロポーザルで対象とする事業の業務委託仕様書を確認する限り、前述の「インターンシップ」と称することができる内容になっていないのではないかと失礼ながら認識していたところです。 そこで、(1)3 省合意や協議会の整理は、本事業とはそもそも無関係であり、考慮しなくてよいものか。	本事業における「インターンシップ」の定義は、左記「3 省合意」で定義するものではなく、学生が行う短期の体験活動等としての意味で使用していることから、若者による短期の地域づくり体験活動として認識してください。
2	(「3 省合意」の考え方を踏まえて) 全国大会の分科会での体験活動は、「職場での就業体験(企業の実務を経験すること)」という認識となりうるか(参加学生にとって、将来的な職場の候補としてとらえることができるものか)。	上記 1 のとおり、本事業における「インターンシップ」の定義は「3 省合意」の定義とは異なりますが、各分科会の体験活動の内容によっては、将来的な職場の候補となり得ることも想定されます。
3	(「3 省合意」の考え方を踏まえて) 「インターンシップ」と称した場合、参加学生の学年を制限するという理解でよろしいか。	上記 1 のとおり、本事業における「インターンシップ」の定義は「3 省合意」の定義とは異なるため、参加を想定する大学生の学年制限はありません。